

証券コード 7581

平成28年11月14日

株 主 各 位

埼 玉 県 吉 川 市 旭 2 番 地 5



株式会社 **サイゼリヤ**

代表取締役社長 堀 埜 一 成

## 第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年11月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年11月29日（火曜日）午前11時（受付開始 午前10時）            |
| 2. 場 所 | 埼玉県越谷市南越谷 1-2876-1<br>越谷コミュニティセンター（サンシティホール） |

（開催場所が前回と異なりますので、末尾の【株主総会会場ご案内図】をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第44期（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件
  2. 第44期（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の決定ならび  
に取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオ  
プシヨンの報酬額及び内容決定の件
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額の決定ならびに監査等委員であ  
る取締役に対するストックオプションの報酬額及び内容決定の件
- 第7号議案** 当社の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の  
件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くだ  
さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご  
持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場  
合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<http://www.saizeriya.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

**事 業 報 告**  
(自 平成27年 9月 1日)  
(至 平成28年 8月 31日)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策を背景に、緩やかな景気回復の動きが見られました。一方、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れに加え、英国のEU離脱問題により金融・資本市場への影響が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況にあります。

外食産業におきましては、円高による輸入価格の低下が見られるものの、人手不足による人件費や採用費の高騰が利益を圧迫しており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、国内外における継続的な新規出店や店舗サービスの品質向上、メニューの改善による商品力の強化等、さらなる収益力の向上に努めて参りました。また、平成27年10月には新情報システムが本格的に稼働いたしました。

これらの取り組みの結果、日本、海外ともに過去最高の売上高となり、当連結会計年度の売上高は1,449億61百万円（前期比4.1%増）、営業利益は90億6百万円（前期比19.9%増）、経常利益は91億34百万円（前期比14.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、55億5百万円（前期比45.9%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

「日本」は、既存店対策としてお客様視点でのサービス強化などに努めたことにより、売上高1,128億65百万円（前期比2.7%増）、営業利益は66億13百万円（前期比40.2%増）となりました。

「豪州」は、当社で使用する食材の製造等を行っており、売上高40億37百万円（前期比15.2%減）、営業利益は1億29百万円（前期比61.1%減）となりました。

「アジア」は、中国経済の停滞による売上高の鈍化や人件費の高騰の中、新規出店による新規顧客の獲得や知名度の浸透に努めたことにより、売上高320億60百万円（前期比9.4%増）、営業利益は21億85百万円（前期比13.3%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は60億73百万円であり、その主なものは、店舗の新設（99店舗）などによるものであります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得、店舗を賃貸するための敷金、差入保証金及び建設協力金の支払を含みます。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度は重要な資金調達を行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 41 期<br>(平成25年 8 月期) | 第 42 期<br>(平成26年 8 月期) | 第 43 期<br>(平成27年 8 月期) | 第 44 期<br>(平成28年 8 月期)<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高           | 110,428百万円             | 125,618百万円             | 139,277百万円             | 144,961百万円                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3,937百万円               | 1,193百万円               | 3,774百万円               | 5,505百万円                            |
| 1株当たり当期純利益      | 78円06銭                 | 23円65銭                 | 74円70銭                 | 108円65銭                             |
| 総 資 産           | 87,472百万円              | 87,224百万円              | 95,485百万円              | 92,463百万円                           |
| 純 資 産           | 67,344百万円              | 68,643百万円              | 72,424百万円              | 72,663百万円                           |
| 1株当たり純資産額       | 1,331円86銭              | 1,356円65銭              | 1,423円32銭              | 1,441円12銭                           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 第44期の営業成績の状況につきましては、前記の「(1) ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

### (3) 重要な子会社の状況

#### 重要な子会社の状況

| 名称                                    | 住所                          | 資本金<br>(百万円)       | 主要な事業の内容              | 議決権の<br>所有割合<br>(%) |
|---------------------------------------|-----------------------------|--------------------|-----------------------|---------------------|
| SAIZERIYA AUSTRALIA<br>PTY. LTD.      | オーストラリア<br>ヴィクトリア州<br>メルトン市 | 3,890<br>(64百万豪ドル) | 肉製品・ソース類等<br>食材の製造    | 100                 |
| 上海薩莉亜餐飲<br>有限公司                       | 中華人民共和国<br>上海市静安区           | 1,344<br>(98百万円)   | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |
| 広州薩莉亜餐飲<br>有限公司                       | 中華人民共和国<br>広州市天河区           | 1,042<br>(79百万円)   | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |
| 台湾薩莉亜餐飲股份<br>有限公司                     | 台湾<br>台北市                   | 914<br>(290百万TWD)  | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |
| 北京薩莉亜餐飲管理<br>有限公司                     | 中華人民共和国<br>北京市東城区           | 891<br>(66百万円)     | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |
| HONG KONG<br>SAIZERIYA<br>CO. LIMITED | 中華人民共和国<br>香港特別行政区          | 493<br>(40百万HKD)   | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |
| SINGAPORE<br>SAIZERIYA PTE. LTD.      | シンガポール                      | 561<br>(8百万SGD)    | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |

当社の子会社は、上記の重要な子会社7社と(株)アダツアーズジャパン、広州サ  
イゼリヤ食品有限公司の計9社であります。

### (4) 対処すべき課題

現在、以下の項目を対処すべき課題と考えております。

- ①設備の改善による投資削減
- ②工場への新製法、新技術の導入による商品価値向上
- ③店内環境・サービスの改善による顧客満足度の向上
- ④海外事業での商品の安全安定供給体制の確立
- ⑤海外事業の事業基盤の強化
- ⑥新事業による潜在的ニーズの提供
- ⑦人材育成の体制強化
- ⑧研究開発による新たな価値の提案

(5) 主要な事業内容（平成28年8月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社サイゼリヤ）及び子会社9社で構成され、外食事業を基幹事業としております。

① 日本

当社は、「日々の価値ある食事の提案と挑戦」をメニュー提案のテーマとして、イタリアンワイン&カフェレストラン『サイゼリヤ』を全国に1,025店舗運営しており、『マリアーノ』などのファストフード店を3店舗運営しております。国内の5工場では、店舗で使用する食材の製造及び物流業務を行っております。

② 豪州

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. は当社で使用する食材の製造等を行っております。

③ アジア

上海薩莉亜餐飲有限公司は、上海市内でレストラン『サイゼリヤ』を120店舗（2016年8月末）運営しております。

広州薩莉亜餐飲有限公司は、広州市内でレストラン『サイゼリヤ』を112店舗（2016年8月末）運営しております。

台湾薩莉亜餐飲股份有限公司は、台北市内でレストラン『サイゼリヤ』を12店舗（2016年8月末）運営しております。

北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、北京市内でレストラン『サイゼリヤ』を59店舗（2016年8月末）運営しております。

HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITEDは、香港国内でレストラン『サイゼリヤ』を25店舗（2016年8月末）運営しております。

SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD. は、シンガポール国内でレストラン『サイゼリヤ』を16店舗（2016年8月末）運営しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年8月31日現在）

当社本社 埼玉県吉川市旭2番地5  
国内生産拠点 吉川工場、神奈川工場、福島工場、兵庫工場、千葉工場  
国内営業拠点 全国31都道府県、1,028店舗

地域別店舗分布

| 地 域 | 店 舗 数 | 地 域  | 店 舗 数 | 地 域 | 店 舗 数 |
|-----|-------|------|-------|-----|-------|
| 東京都 | 209   | 神奈川県 | 114   | 千葉県 | 111   |
| 大阪府 | 88    | 埼玉県  | 85    | 愛知県 | 75    |
| 兵庫県 | 47    | 茨城県  | 30    | 静岡県 | 27    |
| 福岡県 | 22    | 宮城県  | 21    | 京都府 | 20    |
| 三重県 | 19    | 栃木県  | 15    | 北海道 | 14    |
| 長野県 | 14    | 岐阜県  | 14    | 福島県 | 13    |
| 新潟県 | 12    | 石川県  | 11    | 広島県 | 10    |
| 群馬県 | 9     | 滋賀県  | 9     | 奈良県 | 9     |
| 山形県 | 6     | 山梨県  | 6     | 富山県 | 5     |
| 岡山県 | 4     | 和歌山県 | 4     | 福井県 | 4     |
| 山口県 | 1     |      |       |     |       |

海外生産拠点 オーストラリアヴィクトリア州  
海外営業拠点 中国上海市、中国広州市、中国北京市、台湾台北市、香港、シンガポール

(7) 使用人の状況（平成28年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数（名）     | 前連結会計年度末比増減（名） |
|----------------|----------------|
| 4,290 (10,972) | 101減 (217増)    |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数（1人当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数（名）       | 前事業年度末比増減（名） | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------------|--------------|-------|--------|
| 2,198 (8,546) | 44減 (290増)   | 34.7歳 | 10.5年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数（1人当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（平成28年8月31日現在）

| 借入先        | 借入額     |
|------------|---------|
| 株式会社みずほ銀行  | 1億66百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1億66百万円 |
| 株式会社千葉銀行   | 1億52百万円 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 73,208,000株
- ② 発行済株式の総数 50,333,860株（自己株式1,938,482株を除く）
- ③ 株主数 34,673名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                                                                                                              | 持株数         | 持株比率   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|
| 正垣泰彦                                                                                                             | 15,953,392株 | 31.70% |
| 株式会社バベット                                                                                                         | 4,455,516   | 8.85   |
| サイゼリヤ従業員持株会                                                                                                      | 1,990,543   | 3.95   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                                                        | 1,738,900   | 3.45   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                                                          | 1,253,000   | 2.49   |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG                                                                                         | 931,700     | 1.85   |
| MSIP CLIENT SECURITIES                                                                                           | 600,694     | 1.19   |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                                                                                                  | 530,400     | 1.05   |
| BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR TOKIO MARINE JAPANESE EQUITY FOCUS | 518,600     | 1.03   |
| THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT                                                                      | 475,500     | 0.94   |

- (注) 1. 当社は自己株式を1,938,482株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式数を控除した発行済株式の総数により算出しております。  
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。



## (2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 平成21年12月1日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

560個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 56,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 54,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 164,500円（1株当たり1,645円）

・行使期間

平成23年12月2日から平成31年12月1日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 413個    | 41,300株   | 5人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | 2個      | 200株      | 1人   |

ロ. 平成22年8月11日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

240個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 24,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 39,400円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 174,900円（1株当たり1,749円）

・行使期間

平成24年8月12日から平成32年8月11日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 150個    | 15,000株   | 5人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | 30個     | 3,000株    | 1人   |

ハ. 平成23年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

120個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 12,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 22,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 167,100円（1株当たり1,671円）

・行使期間

平成25年8月11日から平成33年8月10日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 110個    | 11,000株   | 4人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | —       | —         | —    |

二. 平成24年2月21日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

300個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 30,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 26,900円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 131,400円（1株当たり1,314円）

・行使期間

平成26年2月22日から平成34年2月21日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 100個    | 10,000株   | 2人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | —       | —         | —    |

ホ. 平成25年5月14日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

900個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 90,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 16,500円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 135,100円（1株当たり1,351円）

・行使期間

平成27年5月15日から平成35年5月14日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 720個    | 72,000株   | 5人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | —       | —         | —    |

へ. 平成27年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

100個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 10,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 82,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 289,000円（1株当たり2,890円）

・行使期間

平成29年7月15日から平成37年7月14日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 100個    | 10,000株   | 4人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | —       | —         | —    |

ト. 平成28年7月12日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

390個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 39,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 80,600円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 227,000円（1株当たり2,270円）

・行使期間

平成30年7月13日から平成38年7月12日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 300個    | 30,000株   | 5人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | 90個     | 9,000株    | 3人   |

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
平成28年7月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
2,641個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数  
普通株式 264,100株
- ・新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 227,000円（1株当たり2,270円）
- ・行使期間  
平成30年7月28日から平成33年7月27日まで
- ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社使用人等への交付状況

|             | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 交付者数   |
|-------------|---------|-----------|--------|
| 当社使用人       | 2,641個  | 264,100株  | 1,389人 |
| 子会社の役員及び使用人 | —       | —         | —      |



### (3) 会社役員の状況（平成28年8月31日現在）

#### ① 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況             |
|----------|------|--------------------------|
| 代表取締役会長  | 正垣泰彦 |                          |
| 代表取締役社長  | 堀埜一成 |                          |
| 取締役      | 益岡伸之 | 海外事業部長                   |
| 取締役      | 松谷秀治 | マーチャンダイジング本部長兼<br>商品開発部長 |
| 取締役      | 長岡伸  | 組織開発室長                   |
| 取締役      | 織戸実  | 営業本部長兼店舗開発部長             |
| 常勤監査役    | 柴田良平 |                          |
| 監査役      | 岡田勉  |                          |
| 監査役      | 宮崎吉明 |                          |

- (注) 1. 監査役岡田勉氏及び監査役宮崎吉明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
なお、当社は、監査役宮崎吉明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役柴田良平氏は、当社の財務担当取締役としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役岡田勉氏は、経営者としての長年にわたる経験や他業界に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役宮崎吉明氏は、他業界における経営者としての豊富な経験と知見を有するものであります。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額            | 摘 要 |
|--------------------|------------|------------------|-----|
| 取 締 役              | 6名         | 179百万円           |     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 19百万円<br>(7百万円)  |     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9名<br>(2名) | 198百万円<br>(7百万円) |     |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成21年11月27日開催の第37期定時株主総会において、年額500万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、また、ストックオプション報酬額として年額200万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。))と決議いただいております。  
 3. 上記報酬等の額には、ストックオプション報酬額(取締役500万円、監査役0万円)が含まれております。  
 4. 監査役の報酬限度額は、平成22年11月26日開催の第38期定時株主総会において、年額500万円以内、また、ストックオプション報酬額として年額200万円以内と決議いただいております。

### ④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

監査役岡田勉氏は、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会におおむね出席し、経営者としての長年にわたる国際経験や他業界に関する知見に基づき、助言、提言を行っております。

監査役宮崎吉明氏は、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会におおむね出席し、他業界における豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

### ⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討してはりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。しかしながら、株主の皆様から一層信頼されるコーポレートガバナンス体制を構築すると同時に、当社の事業実態に即した経営判断の効率性・妥当性を確保し続けていくため、社外取締役の人選に努めた結果、適任者を得ることができました。

また、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、監査等委員会設置会社へ移行することを決定しました。これにより、平成28年11月29日

開催予定の第44期定時株主総会に、社外取締役1名の選任、監査等委員である社外取締役2名の選任議案を上程する予定です。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支 払 額 |
|---------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                | 46百万円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 46百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ④ 子会社の監査に関する事項

当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会の決議に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議いたします。

- ⑦ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制についての内容は、以下のとおりであります。

### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念の「日々の価値ある食事の提案と挑戦」を経営方針に即した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理を遵守する企業活動とする。

代表取締役は、コンプライアンス（法令遵守）の構築・整備・維持にあたる。

監査役及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、各リスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「安全衛生管理規程」等を改正し、必要な「リスク管理規程」を新たに制定する。各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを改定し、部門毎のリスク管理規程を確立する。

監査役及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。

取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制の計画を決定し遂行する。その遂行状況は各部門担当取締役が「取締役会」及び「経営会議」において定期的に報告し、業務遂行状況を、観察・分析し修正計画を制定する。P-D-C-Aサイクルの軌道に乗った業務が遂行されるようにする。

### ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「職務権限規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は、関係会社各社の運営の指導・支援を実施する。

関係会社管理責任者は、関係会社各社の経営計画・効率的な業務遂行状況・財務報告の

信頼性・コンプライアンス体制・内部統制体制等を「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

監査役と内部監査部門は、定期または臨時に関係会社各社の管理体制を監査し、「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が内部統制システムの構築・運用等について監査するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査部門人員または必要とする各部門人員を人選・配置する。

監査役の配置下に入った使用人は、監査役の指揮下に入り、取締役の指揮命令は受けられないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会・経営会議等経営に関する会議への出席、会議議事録の入手・閲覧を可能にし、または監査役へ報告するものとする。議題は、(1) 当社グループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項 (2) 毎月の経営状況として重要な事項 (3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項 (4) 重大な法令・定款違反 (5) コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容 (6) その他コンプライアンス上重要な事項 (7) その他の重要な事項等を決議・報告するものとする。

監査役は、(1) 定期的または必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証される。(2) 経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人から説明を受けることができる。

当期における業務の適正性を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

取締役の職務執行については、取締役が法令、定款及び社内規程等に則って行動しており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、社外監査役が、取締役会等を通じて積極的に発言をする機会を設けることで、監督機能を強化しております。

監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議への出席を通じ、また、会計監査人や内部監査部門との積極的な情報交換を通じて、当社の業務の適正性を確保するための体制を確認しております。

子会社の内部統制の整備運用状況は、子会社の管理部門が確認するとともに、親会社である当社の取締役、会計監査人及び内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

#### [備 考]

1. 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(平成28年8月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部         |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>40,367</b> | <b>流動負債</b>     | <b>15,393</b> |
| 現金及び預金          | 30,217        | 買掛金             | 5,027         |
| テナント未収入金        | 1,120         | 1年内返済予定の長期借入金   | 485           |
| 商品及び製品          | 4,704         | リース債務           | 8             |
| 原材料及び貯蔵品        | 959           | 未払法人税等          | 1,918         |
| 繰延税金資産          | 614           | 賞与引当金           | 1,433         |
| その他             | 2,750         | 株主優待引当金         | 160           |
| <b>固定資産</b>     | <b>52,095</b> | 資産除去債務          | 30            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>37,908</b> | デリバティブ負債        | 144           |
| 建物及び構築物         | 24,395        | その他             | 6,185         |
| 機械装置及び運搬具       | 2,156         | <b>固定負債</b>     | <b>4,406</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 4,047         | リース債務           | 113           |
| 土地              | 6,932         | 繰延税金負債          | 35            |
| リース資産           | 113           | 資産除去債務          | 3,933         |
| 建設仮勘定           | 263           | その他             | 323           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,022</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>19,799</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>13,164</b> | <b>純資産の部</b>    |               |
| 投資有価証券          | 339           | <b>株主資本</b>     | <b>71,552</b> |
| 敷金・保証金          | 9,656         | 資本金             | 8,612         |
| 建設協力金           | 976           | 資本剰余金           | 9,215         |
| 繰延税金資産          | 1,834         | 利益剰余金           | 56,967        |
| その他             | 372           | 自己株式            | △3,243        |
| 貸倒引当金           | △14           | その他の包括利益累計額     | 985           |
| <b>資産合計</b>     | <b>92,463</b> | 為替換算調整勘定        | 985           |
|                 |               | <b>新株予約権</b>    | <b>126</b>    |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>72,663</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>92,463</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成27年9月1日)  
(至 平成28年8月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額   |               |
|------------------------|-------|---------------|
| 売上高                    |       | 144,961       |
| 売上原価                   |       | 53,398        |
| <b>売上総利益</b>           |       | <b>91,563</b> |
| 販売費及び一般管理費             |       | 82,557        |
| <b>営業利益</b>            |       | <b>9,006</b>  |
| 営業外収益                  |       |               |
| 受取利息                   | 217   |               |
| 補助金収入                  | 46    |               |
| その他                    | 76    | 340           |
| 営業外費用                  |       |               |
| 支払利息                   | 5     |               |
| 為替差損                   | 40    |               |
| デリバティブ評価損              | 144   |               |
| その他                    | 21    | 212           |
| <b>経常利益</b>            |       | <b>9,134</b>  |
| 特別利益                   |       |               |
| 補償金収入                  | 174   |               |
| 新株予約権戻入益               | 3     | 177           |
| 特別損失                   |       |               |
| 減損損失                   | 541   |               |
| 固定資産除却損                | 77    |               |
| 店舗閉店損失                 | 14    | 632           |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |       | <b>8,679</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 3,071 |               |
| 法人税等調整額                | 102   | 3,173         |
| <b>当期純利益</b>           |       | <b>5,505</b>  |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |       | <b>5,505</b>  |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 9月 1日)  
(至 平成28年 8月 31日)

(単位：百万円)

|                           | 株主資本  |       |        |        |        |
|---------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
|                           | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                 | 8,612 | 9,209 | 52,376 | △1,986 | 68,212 |
| 連結会計年度中の変動額               |       |       |        |        |        |
| 剰余金の配当                    |       |       | △914   |        | △914   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |       |       | 5,505  |        | 5,505  |
| 自己株式の取得                   |       |       |        | △1,471 | △1,471 |
| 自己株式の処分                   |       | 6     |        | 213    | 220    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |       |       |        |        |        |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —     | 6     | 4,590  | △1,257 | 3,339  |
| 当 期 末 残 高                 | 8,612 | 9,215 | 56,967 | △3,243 | 71,552 |

|                           | その他の包括利益累計額      |          |                   | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------------|------------------|----------|-------------------|-------|--------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高                 | —                | 4,102    | 4,102             | 109   | 72,424 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |          |                   |       |        |
| 剰余金の配当                    |                  |          |                   |       | △914   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                  |          |                   |       | 5,505  |
| 自己株式の取得                   |                  |          |                   |       | △1,471 |
| 自己株式の処分                   |                  |          |                   |       | 220    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |                  | △3,117   | △3,117            | 17    | △3,099 |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —                | △3,117   | △3,117            | 17    | 239    |
| 当 期 末 残 高                 | —                | 985      | 985               | 126   | 72,663 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。



## 注記事項

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 7社
- ② 連結子会社の名称  
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.  
上海薩莉亜餐飲有限公司  
広州薩莉亜餐飲有限公司  
台湾薩莉亜餐飲股份有限公司  
北京薩莉亜餐飲管理有限公司  
HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITED  
SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD.

#### ③ 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

㈱アダツアーズジャパン、広州サイゼリヤ食品有限公司は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に関して、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法に関する事項

##### ① 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

㈱アダツアーズジャパン  
広州サイゼリヤ食品有限公司

##### ② 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社はそれぞれ当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. 及びSINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD. の決算日は、連結決算日と一致しております。上海薩莉亜餐飲有限公司、広州薩莉亜餐飲有限公司、台湾薩莉亜餐飲股份有限公司、北京薩莉亜餐飲管理有限公司及びHONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITEDの決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、6月30日に仮決算を行い、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ロ. デリバティブ  
時価法
  - ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - ・商品及び貯蔵品  
主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
    - ・製品及び原材料  
主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）  
当社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。  
連結子会社は、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具4～20年であります。
  - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）  
当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
  - ハ. リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、当社については所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認めた額を計上しております。
  - ロ. 賞与引当金  
従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
  - ハ. 株主優待引当金  
株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日)等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から平成28年9月1日及び平成29年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成30年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.4%となります。

この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が114百万円減少し、法人税等調整額(借方)が114百万円増加しております。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) テナント未収入金は、ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 45,119百万円

(3) 投資有価証券で非連結子会社に対するものは339百万円であります。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首<br>(千株) | 増 加(千株) | 減 少(千株) | 当連結会計年度末<br>(千株) |
|-------|-----------------------|---------|---------|------------------|
| 普通株式  | 52,272                | —       | —       | 52,272           |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首<br>(千株) | 増 加(千株) | 減 少(千株) | 当連結会計年度末<br>(千株) |
|-------|-----------------------|---------|---------|------------------|
| 普通株式  | 1,465                 | 613     | 140     | 1,938            |

(注)1. 普通株式の増加のうち0千株は、単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

また、普通株式の増加612千株は、平成27年8月18日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得169千株、平成28年7月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得443千株によるものであります。

(注)2. 普通株式の減少140千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決 議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百 万 円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-------------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成27年11月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 914               | 18              | 平成27年8月31日 | 平成27年11月27日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百 万 円) | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日          | 効力発生日           |
|-----------------------|-------|-------------------|--------|-----------------|----------------|-----------------|
| 平成28年11月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 906               | 利益剰余金  | 18              | 平成28年<br>8月31日 | 平成28年<br>11月30日 |

(注) 上記②の配当金の総額は、平成28年11月29日開催予定の第44期定時株主総会において決議予定の金額であります。

### (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 387,600株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に自己資金で賄っております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権であるテナント未収入金は、出店しているショッピングセンター及び百貨店等の信用リスクに晒されております。また、事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権・債務は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金・保証金、建設協力金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1. 信用リスクの管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

敷金・保証金、建設協力金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### 2. 市場リスクの管理

子会社株式以外の投資有価証券については、定期的に時価等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規則に基づき、適切に行われております。また、四半期ごとに経理部門において記帳及び契約先との残高照合等を行っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する注記

平成28年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

|                | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
|----------------|------------|--------|-----|
| ①現金及び預金        | 30,217     | 30,217 | —   |
| ②テナント未収入金      | 1,120      | 1,120  | —   |
| ③敷金・保証金        | 9,656      |        |     |
| 貸倒引当金 (*1)     | △12        |        |     |
|                | 9,643      | 9,685  | 41  |
| ④建設協力金         | 976        |        |     |
| 貸倒引当金 (*1)     | △1         |        |     |
|                | 974        | 979    | 4   |
| 資 産 計          | 41,956     | 42,003 | 46  |
| ①買掛金           | 5,027      | 5,027  | —   |
| ②1年内返済予定の長期借入金 | 485        | 485    | 0   |
| ③未払法人税等        | 1,918      | 1,918  | —   |
| 負 債 計          | 7,430      | 7,430  | 0   |
| デリバティブ取引 (*2)  | (144)      | (144)  | —   |

(\*1) 敷金・保証金及び建設協力金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

#### 資産

①現金及び預金、②テナント未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③敷金・保証金、④建設協力金

その将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割り引いた現在価値を基に算定しております。

#### 負債

①買掛金、③未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ② 1年内返済予定の長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引における期末の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 339              |

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性が乏しいため、注記の記載は省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額  | 1,441円12銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 108円65銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 減損損失に関する注記

当社及び連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

|      |             |
|------|-------------|
| 場所   | 日本、中国他      |
| 用途   | 店舗資産 (73店舗) |
| 種類   | 建物他         |
| 減損損失 | 541百万円      |

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とし、グルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物426百万円、その他114百万円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

# 貸借対照表

(平成28年8月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部         |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>29,662</b> | <b>流動負債</b>     | <b>12,928</b> |
| 現金及び預金          | 21,161        | 買掛金             | 4,177         |
| テナント未収入金        | 1,120         | 1年内返済予定の長期借入金   | 485           |
| 商品及び製品          | 4,067         | リース債務           | 8             |
| 原材料及び貯蔵品        | 666           | 未払金             | 3,149         |
| 前払費用            | 1,647         | 未払費用            | 186           |
| 繰延税金資産          | 602           | 未払法人税等          | 1,722         |
| その他             | 397           | 未払消費税等          | 866           |
| <b>固定資産</b>     | <b>51,810</b> | 預り金             | 388           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>30,097</b> | 前受収益            | 3             |
| 建物              | 19,472        | 賞与引当金           | 1,244         |
| 構築物             | 329           | 株主優待引当金         | 160           |
| 機械及び装置          | 1,222         | 設備関係未払金         | 262           |
| 車輛運搬具           | 4             | 資産除去債務          | 21            |
| 器具及び備品          | 2,093         | デリバティブ負債        | 144           |
| 土地              | 6,759         | その他             | 106           |
| リース資産           | 113           | <b>固定負債</b>     | <b>3,936</b>  |
| 建設仮勘定           | 101           | リース債務           | 113           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,002</b>  | 資産除去債務          | 3,502         |
| 借地権             | 48            | その他             | 320           |
| ソフトウェア          | 894           | <b>負債合計</b>     | <b>16,865</b> |
| 電話加入権           | 57            | <b>純資産</b>      | <b>の部</b>     |
| その他             | 1             | <b>株主資本</b>     | <b>64,481</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>20,711</b> | 資本金             | 8,612         |
| 関係会社株式          | 8,942         | 資本剰余金           | 9,215         |
| 長期前払費用          | 205           | 資本準備金           | 9,007         |
| 繰延税金資産          | 1,693         | その他資本剰余金        | 208           |
| 敷金・保証金          | 8,796         | 利益剰余金           | 49,897        |
| 建設協力金           | 976           | 利益準備金           | 2,153         |
| 店舗賃借仮勘定         | 68            | その他利益剰余金        | 47,743        |
| その他             | 41            | 別途積立金           | 43,610        |
| 貸倒引当金           | △14           | 繰越利益剰余金         | 4,133         |
|                 |               | 自己株式            | △3,243        |
|                 |               | <b>新株予約権</b>    | <b>126</b>    |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>64,607</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>81,473</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>81,473</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 9月 1日)  
(至 平成28年 8月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額   |         |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高                 |       | 112,865 |
| 売 上 原 価               |       | 41,457  |
| 売 上 総 利 益             |       | 71,408  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 64,795  |
| 営 業 利 益               |       | 6,613   |
| 営 業 外 収 益             |       |         |
| 受 取 利 息               | 70    |         |
| 有 価 証 券 利 息           | 0     |         |
| 補 助 金 収 入             | 21    |         |
| そ の 他                 | 11    | 103     |
| 営 業 外 費 用             |       |         |
| 支 払 利 息               | 5     |         |
| 為 替 差 損               | 25    |         |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損     | 144   |         |
| 自 己 株 式 取 得 費 用       | 14    | 189     |
| 経 常 利 益               |       | 6,527   |
| 特 別 利 益               |       |         |
| 補 償 金 収 入             | 174   |         |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 3     | 177     |
| 特 別 損 失               |       |         |
| 減 損 損 失               | 416   |         |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 50    |         |
| 店 舗 閉 店 損 失           | 6     | 473     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 6,231   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,502 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 89    | 2,592   |
| 当 期 純 利 益             |       | 3,639   |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年9月1日)  
(至 平成28年8月31日)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |          |         |       |          |       |         |  |
|-------------------------|-------|-------|----------|---------|-------|----------|-------|---------|--|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |          |       |         |  |
|                         |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |       | 利益剰余金合計 |  |
|                         |       |       |          |         | 別途積立金 | 繰越利益剰余金  |       |         |  |
| 当期首残高                   | 8,612 | 9,007 | 202      | 9,209   | 2,153 | 43,010   | 2,008 | 47,172  |  |
| 事業年度中の変動額               |       |       |          |         |       |          |       |         |  |
| 別途積立金の積立                |       |       |          |         |       | 600      | △600  | —       |  |
| 剰余金の配当                  |       |       |          |         |       |          | △914  | △914    |  |
| 当期純利益                   |       |       |          |         |       |          | 3,639 | 3,639   |  |
| 自己株式の取得                 |       |       |          |         |       |          |       |         |  |
| 自己株式の処分                 |       |       | 6        | 6       |       |          |       |         |  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |       |       |          |         |       |          |       |         |  |
| 事業年度中の変動額合計             | —     | —     | 6        | 6       | —     | 600      | 2,125 | 2,725   |  |
| 当期末残高                   | 8,612 | 9,007 | 208      | 9,215   | 2,153 | 43,610   | 4,133 | 49,897  |  |

|                         | 株主資本   |        | 評価・換算差額等     |            | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|--------|--------|--------------|------------|-------|--------|
|                         | 自己株式   | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |       |        |
| 当期首残高                   | △1,986 | 63,007 | —            | —          | 109   | 63,117 |
| 事業年度中の変動額               |        |        |              |            |       |        |
| 別途積立金の積立                |        | —      |              |            |       | —      |
| 剰余金の配当                  |        | △914   |              |            |       | △914   |
| 当期純利益                   |        | 3,639  |              |            |       | 3,639  |
| 自己株式の取得                 | △1,471 | △1,471 |              |            |       | △1,471 |
| 自己株式の処分                 | 213    | 220    |              |            |       | 220    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |        |        |              |            | 17    | 17     |
| 事業年度中の変動額合計             | △1,257 | 1,473  | —            | —          | 17    | 1,490  |
| 当期末残高                   | △3,243 | 64,481 | —            | —          | 126   | 64,607 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 注記事項

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

##### ② デリバティブ 時価法

##### ③ たな卸資産

イ. 商品及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

ロ. 製品及び原材料

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具4～20年であります。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められた額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) テナント未収入金は、ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 2百万円      |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務 | 337百万円    |
| (4) 有形固定資産の減価償却累計額 | 36,424百万円 |

(5) 店舗賃借仮勘定は、新店出店の敷金・保証金、建設協力金等で未開店店舗に関するものであります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

|       |          |
|-------|----------|
| ① 仕入高 | 3,949百万円 |
| ② その他 | 139百万円   |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首(千株) | 増加(千株) | 減少(千株) | 当期末(千株) |
|-------|---------|--------|--------|---------|
| 普通株式  | 1,465   | 613    | 140    | 1,938   |

(注)1. 普通株式の増加のうち0千株は、単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

また、普通株式の増加612千株は、平成27年8月18日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得169千株、平成28年7月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得443千株によるものであります。

(注)2. 普通株式の減少140千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### ① 流動項目

|          |               |
|----------|---------------|
| 繰延税金資産   |               |
| 未払事業税    | 148百万円        |
| 未払事業所税   | 41            |
| 賞与引当金    | 380           |
| その他      | 31            |
| 繰延税金資産合計 | <u>602百万円</u> |

#### ② 固定項目

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 繰延税金資産    |                 |
| 資産除去債務    | 1,065百万円        |
| 減損損失      | 942             |
| 関係会社株式評価損 | 164             |
| その他       | 25              |
| 繰延税金資産小計  | <u>2,197</u>    |
| 評価性引当額    | <u>△170</u>     |
| 繰延税金資産合計  | <u>2,026</u>    |
| 繰延税金負債    |                 |
| 資産除去債務    | 332             |
| 繰延税金負債合計  | <u>332</u>      |
| 繰延税金資産純額  | <u>1,693百万円</u> |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から平成28年9月1日及び平成29年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成30年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.4%となります。

この税率変更により、事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が114百万円減少し、法人税等調整額（借方）が114百万円増加しております。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用初年度開始前のファイナンス・リース取引

### (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|      | 取得価額<br>相当額 | 減価償却累計額<br>相当額 | 減損損失累計額<br>相当額 | 期末残高<br>相当額 |
|------|-------------|----------------|----------------|-------------|
| 土地建物 | 7,462百万円    | 5,820百万円       | 532百万円         | 1,109百万円    |

### (2) 未経過リース料期末残高相当額等

|              |          |
|--------------|----------|
| 1年内          | 532百万円   |
| 1年超          | 1,654百万円 |
| 合計           | 2,186百万円 |
| リース資産減損勘定の残高 | 370百万円   |

### (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|              |        |
|--------------|--------|
| 支払リース料       | 565百万円 |
| リース資産減損勘定取崩額 | 82百万円  |
| 減価償却費相当額     | 340百万円 |
| 支払利息相当額      | 128百万円 |

### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社の名称                               | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係                         | 取引の内容          | 取引金額<br>(注) 2 | 科目  | 期末残高<br>(注) 2 |
|-----|-------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|----------------|---------------|-----|---------------|
| 子会社 | SAIZERIYA<br>AUSTRALIA<br>PTY. LTD. | 所有<br>直接 100%             | 当社への肉製品・ソ<br>ース類等の販売。<br>役員の兼務あり。 | 食材の購入<br>(注) 1 | 3,891         | 買掛金 | 322           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の価格については、定期的な価格交渉の上、市場価格を基準として一般的取引と同様に決定しております。  
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 役員及び主要株主等

(単位：百万円)

| 属性                                      | 会社等の名称      | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                                           | 取引の内容                | 取引金額<br>(注) 4 | 科目  | 期末残高<br>(注) 4 |
|-----------------------------------------|-------------|-----------------------|-----------------------------------------------------|----------------------|---------------|-----|---------------|
| 役員                                      | 堀埜 一成       | 被所有<br>直接 0.1%        | 当社代表取締役                                             | 新株予約権の<br>権利行使 (注) 5 | 10            | —   | —             |
| 役員                                      | 益岡 伸之       | 被所有<br>直接 0.1%        | 当社取締役                                               | 新株予約権の<br>権利行使 (注) 5 | 10            | —   | —             |
| 役員                                      | 織戸 実        | 被所有<br>直接 0.1%        | 当社取締役                                               | 新株予約権の<br>権利行使 (注) 5 | 17            | —   | —             |
| 役員及びその近<br>親者が議決権の<br>過半数を所有し<br>ている会社等 | 南白河高原<br>農場 | なし<br>(注) 2           | 当社と委託栽培<br>契約を締結して<br>おり、当社への<br>販売を主たる業<br>務としている。 | 委託農産物の購<br>入 (注) 1   | 270           | 買掛金 | 19            |
|                                         |             |                       |                                                     | 業務委託費の支<br>払い (注) 3  | 12            | 未払金 | 0             |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件は、他の契約農家と同一条件です。

2. 当社取締役正垣泰彦の近親者が議決権の50%を直接所有しております。また、正垣泰彦が営業資金の貸付を行っていることから、関連当事者としての情報開示を行っております。
3. 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
5. 新株予約権の権利行使は、権利付与時の契約によっております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額  | 1,281円08銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 71円82銭    |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

|      |             |
|------|-------------|
| 場所   | 東京都他        |
| 用途   | 店舗資産 (60店舗) |
| 種類   | 建物他         |
| 減損損失 | 416百万円      |

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物347百万円、その他69百万円であります。

なお、回収可能価額は、店舗については使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年10月24日

株式会社サイゼリヤ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |              |   |
|--------------------|--------------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 松田 道春  | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大和田 貴之 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年10月24日

株式会社サイゼリヤ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |              |   |
|--------------------|--------------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 松田 道春  | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大和田 貴之 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月26日

株式会社サイゼリヤ 監査役会

常勤監査役 柴田良平 ㊟

社外監査役 岡田勉 ㊟

社外監査役 宮崎吉明 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開を勘案して以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、906,009,480円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年11月30日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金                    2,800,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその金額  
繰越利益剰余金            2,800,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

①取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行います。

②取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって一部免除することができる旨の規定並びに業務執行取締役でない取締役との間で、責任限定契約を締結できるようにするために、変更案第31条（取締役の責任免除）を新設するものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

③上記条文の新設及び削除に伴い、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線部は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                     | 変 更 案                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>(機関)<br>第4条 当社は、次の機関を置く。<br>1. 取締役<br>2. 監査役<br><u>3. 監査役会</u><br><u>4. 会計監査人</u> | 第1章 総則<br>(機関)<br>第4条 当社は、次の機関を置く。<br>1. 取締役<br>2. <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br><u>3. 会計監査人</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数及び選任方法)<br/>第19条 当会社の取締役は、15名以内とし、株主総会の決議により選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br/>③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)<br/>第21条 &lt;条文省略&gt;<br/>② &lt;条文省略&gt;<br/>(新設)</p> <p>(取締役会の決議)<br/>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数及び選任方法)<br/>第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、15名以内とし、株主総会の決議により選任する。<br/>②<u>当会社の監査等委員である取締役は4名以内とし、株主総会の決議により選任する。</u><br/>③<u>当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u><br/>④<u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br/>⑤<u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/>③<u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長)<br/>第21条 (現行どおり)<br/>② (現行どおり)<br/>③<u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)<br/>第22条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第23条 取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(役付取締役)<br/>第24条 取締役会はその決議により、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p>(代表取締役)<br/>第25条 取締役会は、その決議により、当会社の代表取締役を選定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第26条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。<br/>② &lt;条文省略&gt;</p> <p>(相談役)<br/>第27条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p><u>②前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第23条 <u>議決に加わることができる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(役付取締役)<br/>第24条 取締役会はその決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p>(代表取締役)<br/>第25条 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から、当会社の代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)<br/>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。<br/>② (現行どおり)</p> <p>(相談役)<br/>第28条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会規程)<br/>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数及び選任方法)<br/>第30条 当会社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。<br/>②監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)<br/>第31条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(取締役会規程)<br/>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/>②当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(常勤監査役)</u><br/> <u>第32条 監査役会はその決議によって、常勤監査役を選定する。</u></p>                                                                                                            | <p>(削除)</p>                                                                                                     |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> <u>第33条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                     |
| <p><u>(監査役会の決議)</u><br/> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>                                                                                        | <p>(削除)</p>                                                                                                     |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> <u>第35条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>                                                                  | <p>(削除)</p>                                                                                                     |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                       | <p>(削除)</p>                                                                                                     |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                           | <p>(削除)</p>                                                                                                     |
| <p>(新設)<br/> (新設)</p>                                                                                                                                                       | <p><u>第5章 監査等委員会</u><br/> <u>(常勤の監査等委員)</u><br/> <u>第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を、その決議をもって選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                | <p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p><u>第33条 監査等委員会を招集するときは、会日から3日前までその通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| (新設)                                                                                | <p>(監査等委員会の決議)</p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>②前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p>                     |
| (新設)                                                                                | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第35条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>                                                      |
| (新設)                                                                                | <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                              |
| (新設)                                                                                | <p>(監査等委員の報酬等)</p> <p><u>第37条 監査等委員の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                 |
| <p>第6章 会計監査人<br/>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> | <p>第6章 会計監査人<br/>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>                                                                            |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営監督機能の一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                   | 所有する当社の株式数  |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | しょう がき やす ひこ<br>正 垣 泰 彦<br>(昭和21年1月6日) | 昭和43年4月 レストラン サイゼリヤ創業<br>昭和48年5月 株式会社マリアーナ商会<br>(現・当社)を設立<br>代表取締役社長就任<br>平成21年4月 代表取締役会長就任(現任)                                 | 15,953,392株 |
| 2     | ほり の いてい せい<br>堀 埜 一成<br>(昭和32年2月7日)   | 平成12年4月 当社入社<br>平成12年5月 商品3部長<br>平成12年11月 取締役就任<br>平成20年11月 エンジニアリング部長<br>平成21年4月 代表取締役社長就任(現任)                                 | 49,930株     |
| 3     | ます おか のぶ ゆき<br>益 岡 伸之<br>(昭和33年6月17日)  | 昭和58年4月 当社入社<br>平成2年7月 神奈川県地区部長<br>平成3年10月 取締役就任<br>平成7年11月 常務取締役就任<br>平成19年3月 取締役就任(現任)<br>平成21年4月 海外事業部長(現任)                  | 34,872株     |
| 4     | まつ たに ひで はる<br>松 谷 秀 治<br>(昭和33年3月23日) | 昭和59年6月 当社入社<br>平成7年3月 資材部長<br>平成8年11月 取締役就任(現任)<br>平成20年11月 店舗運営本部長<br>平成22年5月 生産物流本部長<br>平成24年9月 マーチャンダイジング本部長<br>兼商品開発部長(現任) | 22,372株     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                     | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | なが おかのぼる<br>長 岡 伸<br>(昭和37年8月4日)    | 昭和61年7月 当社入社<br>平成7年3月 商品部長<br>平成8年11月 取締役就任(現任)<br>平成14年2月 (株)アダツアーズジャパン設立<br>代表取締役社長就任<br>平成20年11月 営業企画部長<br>平成22年5月 組織開発室長(現任) | 19,866株        |
| 6         | おり しのぶ<br>織 戸 実<br>(昭和33年3月18日)     | 昭和57年11月 当社入社<br>平成19年3月 組織開発室長<br>平成19年11月 取締役就任(現任)<br>平成22年5月 店舗運営本部長<br>平成24年10月 営業本部長兼店舗開発部長<br>(現任)                         | 22,480株        |
| 7         | しま ぎまこうじ<br>島 崎 孝 二<br>(昭和27年8月10日) | 昭和52年4月 味の素株式会社入社<br>平成14年7月 味の素エンジニアリング2001<br>(タイランド)社 社長<br>平成17年7月 味の素株式会社<br>理事 生産戦略部長<br>平成19年7月 味の素エンジニアリング株式会社<br>代表取締役社長 | 1株             |

(注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 島崎孝二氏は、新任の社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者として選任する理由は、同氏は国際事業における豊富な知識と経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の機能強化を期待したためであります。

(注3) 第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、当社は島崎孝二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度は、法令の定める最低限度額といたします。

**第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | しばた りょうへい<br>柴田 良平<br>(昭和34年7月6日) | 平成12年5月 当社入社<br>平成12年11月 取締役就任<br>平成21年4月 総務部長兼財務担当<br>平成22年1月 内部監査室長<br>平成22年11月 執行役員就任<br>平成24年11月 当社常勤監査役就任(現任)         | 380株       |
| 2     | おかだ つとむ<br>岡田 勉<br>(昭和17年11月23日)  | 昭和40年4月 雪印乳業株式会社入社<br>昭和60年4月 同社オセアニア事務所長<br>平成2年1月 PIAM社長<br>平成5年5月 SBT社社長<br>平成8年10月 雪印オーストラリア社長<br>平成20年11月 当社社外監査役(現任) | 3,000株     |
| 3     | わたなべ すずむ<br>渡辺 晋<br>(昭和31年5月9日)   | 昭和55年4月 三菱地所株式会社入社<br>平成4年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>平成14年3月 山下・渡辺法律事務所開設<br>代表(現任)                                             | 1株         |

(注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 岡田勉氏及び渡辺晋氏は、社外取締役候補者であります。

両氏を社外取締役候補者として選任する理由は次のとおりであります。

(1) 岡田勉氏につきましては、経営者として長年にわたる経験や他業界に関する相当程度の知識を活かして、当社の監査・監督体制を強化することを期待したためであります。

(2) 渡辺晋氏につきましては、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有しており、当社の監査・監督体制を強化することを期待したためであります。

(注3) 岡田勉氏及び渡辺晋氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定です。

(注4) 岡田勉氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終了の時をもって8年であります。

(注5) 第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、当社は3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度は、法令の定める最低限度額といたします。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の決定ならびに取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプションの報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成21年11月27日開催の第37期定時株主総会において年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）としてご承認いただき、あわせて、上記報酬額とは別枠で、当社の取締役に対するストックオプションとしての報酬額を年額200百万円以内としてご承認いただき、今日に至っております。

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、これを機に役員報酬制度の見直しを行うこととし、具体的には本議案、第6号議案及び第7号議案の内容のとおりといたしたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案につきましては、現在の報酬額を廃止し、経済情勢等諸般の事情を考慮致しまして、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、従前と同額の年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円）（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない。）と定めるとともに、その個別の支給金額、支給時期、支給方法等は、当社の取締役会にごお願いしたいと存じます。

また、上記報酬額とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするストックオプションとしての報酬額を、従前と同額の年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円）とさせていただきますと存じます。

現在の当社の取締役は6名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役1名）となります。なお、本議案の効力は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

なお、当該ストックオプションとしての報酬の額及び具体的内容は、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行の状況・貢献度を基準として定める予定です。

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対してストックオプションとして発行する新株予約権の内容及びその理由等は、第37期定時株主総会において承認された内容と同一であり、その詳細は次のとおりであります。

#### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

### (2) 新株予約権の総数

2,000個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

### (3) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりの公正価値に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く）が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割若しくは株式併合を行う場合、若しくは時価を下回る価額で新株式の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く）、又は当社が合併、会社分割若しくは株式交換を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合、当社は、必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から2年を経過した日から、当該取締役会決議の日の翌日から10年を経過する日までの範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### (7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のうちいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の状態を喪失した場合はこの限りではない。
- ②その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### (8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定ならびに監査等委員である取締役に対するストックオプションの報酬額及び内容決定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情も考慮致しまして、監査等委員である取締役の報酬等の総額を年額50百万円以内とさせて頂きたく存じます。なお、その個別の支給金額、支給時期、支給方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたく存じます。

また、上記報酬額とは別枠で、監査等委員である取締役に対して、監査等委員としての職責を全うしつつも、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするストックオプションとしての報酬額を年額20百万円以内とさせて頂きたく存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案通り承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名となります。なお、本議案の効力は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

なお、当該ストックオプション報酬の個別額及び具体的内容は当社における監査等委員である取締役の業務執行の状況・貢献度を基準として定める予定です。監査等委員である取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の詳細は次のとおりであります。

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

### (2) 新株予約権の総数

200個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

### (3) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりの公正価額に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、監査等委員である取締役が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することに



より交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割若しくは株式併合を行う場合、若しくは時価を下回る価額で新株式の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）、又は当社が合併、会社分割若しくは株式交換を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合、当社は、必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から2年を経過した日から、当該取締役会決議の日の翌日から10年を経過する日までの範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

（7）新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の内いずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
- ②その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（8）新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

## 第7号議案 当社の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、これを機に行う役員報酬制度の見直しの一環として、第5号議案の報酬枠とは別枠で、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給しないものといたします。

なお、対象取締役の上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の当社の取締役は6名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役1名）となります。なお、本議案の効力は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容（ただし、以下の（5）「業績達成度に応じた解除条件」については必要に応じてその内容とする。）を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとします。

### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より1年間から3年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

### （2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期間満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて、(下記(5)「業績達成度に応じた解除条件」を本割当契約に含める場合には、下記(5)において定める業績達成度を踏まえて)合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点(ただし、譲渡制限期間が満了する前に譲渡制限を解除する場合には当該解除をした時点とする)において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間をふまえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) 業績達成度に応じた解除条件

当社は、必要に応じて、本割当株式の譲渡制限に関する解除条件として、当社の取締役会が営業利益率など、予め設定した業績達成度に応じて、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

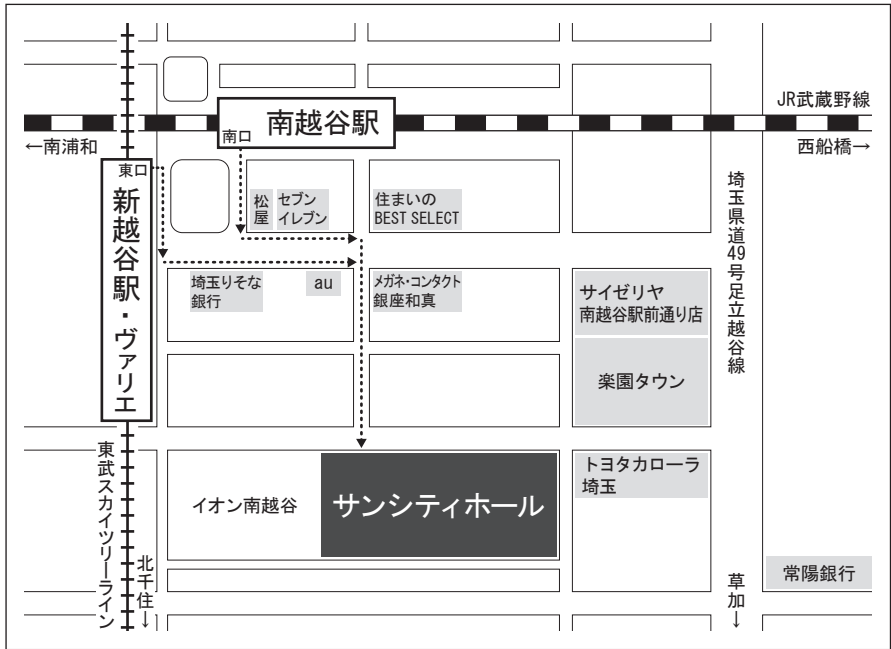
### (6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第2号議案を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図



名称 越谷コミュニティセンター (サンシティホール)  
所在地 〒343-0845 埼玉県越谷市南越谷 1-2876-1  
問合せ先 TEL 048-985-1111

J R 武蔵野線南越谷駅 (南口)  
東武スカイツリーライン新越谷駅 (東口) より徒歩約5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、  
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。